

令和2年度 12 月補正予算案(12 月 17 日追加提出分)の概要

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯が安心して新年を迎えられるよう、追加の「くらし・経済対策」として、国の制度に基づく緊急支援を行うため、必要な歳入歳出予算補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 1 事業 1,348 百万円

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) くらし・経済対策補正 1 事業 1,348 百万円

ア ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 1,348 百万円〔国費〕

低所得のひとり親世帯に対して、追加で臨時特別給付金を給付します。

◆実施概要

- ・対象者：ひとり親世帯のうち、以下のいずれかに該当する者
 - ①児童扶養手当受給者
 - ②公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る者に限る）
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当受給水準まで収入が減少した者
- ・給付額：5 万円（第 2 子以降 3 万円加算）
- ・スケジュール：12 月以降順次給付
- ・給付にかかる事務費（通知発送等）：20 百万円

<参考：歳入歳出予算補正 総括表>

一般会計

(1) くらし・経済対策補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
こども	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	1,348	1,348	0	0	0	0
合計		1,348	1,348	0	0	0	0

※12 月補正予算案における「くらし・経済対策補正」は、11 月 27 日提出分と合わせて 4,400 百万円となります。